

鳥取市告示第 2 9 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 4 月 2 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	金沢自治会
区 域	鳥取市金沢地内
主たる事務所	鳥取市金沢 9 0 番地 2

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	1,906 m ²	鳥取市金沢字中ノ谷山分 678 番 1
原野	246 m ²	鳥取市金沢字中ノ谷山分 678 番 5
原野	317 m ²	鳥取市金沢字中ノ谷山分 679 番 9
原野	479 m ²	鳥取市金沢字中ノ谷山分 679 番 11
原野	6,522 m ²	鳥取市福井字大湯戸 1462 番 1
山林	4,958 m ²	鳥取市福井字大湯戸 1462 番 2
原野	5,730 m ²	鳥取市福井字大湯戸 1462 番 3
原野	3,995 m ²	鳥取市福井字大湯戸 1462 番 5

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和 6 年 4 月 2 日から令和 6 年 7 月 2 日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
前田鹿蔵	鳥取市金沢 72 番地	27 分の 1
小林甚之助	鳥取市金沢 309 番地	27 分の 1
林定傳治	鳥取市金沢 313 番地	27 分の 1
山田清治	鳥取市金沢 329 番地	27 分の 1
鬼泰定	鳥取市金沢 308 番地 5	27 分の 1
鬼與一郎	鳥取市金沢 308 番地 5	27 分の 1
藤田重良	鳥取市金沢 326 番地	27 分の 1
網川定春	鳥取市金沢 320 番地	27 分の 1
佐々木信治	鳥取市金沢 321 番地 1	27 分の 1
澤田龍吉	鳥取市金沢 377 番地次 1	27 分の 1
福政喜人	鳥取市金沢 78 番地	27 分の 1
山下繁義	鳥取市金沢 396 番地	27 分の 1
四宮正	鳥取市金沢 132 番地第 1	27 分の 1
四宮守正	鳥取市金沢 113 番地	27 分の 1
前田千博	鳥取市金沢 111 番地	27 分の 1
四宮繁勝	鳥取市金沢 110 番地	27 分の 1
青木勲	鳥取市金沢 78 番地	27 分の 1
田中長生	鳥取市金沢 77 番地	27 分の 1
田中昇一	鳥取市金沢 76 番地	27 分の 1
船戸光男	鳥取市金沢 75 番地	27 分の 1
石上一男	鳥取市金沢 62 番地第 3	27 分の 1
笠井巍	鳥取市金沢 146 番地	27 分の 1
福政清常	鳥取市金沢 130 番地	27 分の 1
奥村正博	鳥取市覚寺 63 番地 27	27 分の 1
有田和喜	兵庫県神戸市須磨区南落合一丁目 8 番 25 号	27 分の 1
横田真一	鳥取市金沢 107 番地 2	27 分の 1
田中格	東京都目黒区中目黒一丁目 5 番 8 号	27 分の 1